

札幌市集会施設借上補助金交付要綱

平成23年10月 3日
市民まちづくり局長決裁
最近改正 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域でのまちづくり活動の拠点となる場を確保するために、集会施設として施設の借上げを行っている町内会及び自治会（以下「町内会等」という。）に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することに関し必要な事項を定める。

(対象団体)

第2条 この要綱における補助金（以下「補助金」という。）を受けることができるものは、現に集会施設を所有していない町内会等とする。

(対象費用)

第3条 補助金の対象となる費用（以下「対象費用」という。）は、町内会等が本市以外のもので1月以上の賃貸借契約をする対象施設（第5条に定める「対象施設」をいう。）の賃借料とする。ただし、次に掲げる費用については、対象費用とはしない。

- (1) 敷金、礼金、仲介手数料、共益費並びに駐車場及び備品の賃借料
- (2) 札幌市が実施する他の制度又は国若しくは他の公共団体の制度により助成等の対象となっている費用

(対象期間)

第4条 補助金の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、町内会等が第7条の規定により補助金の交付申請を行った日の属する月の初日から当該日の属する年度の3月31日までとする。

(対象施設)

第5条 補助金の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、町内会等が集会施設として賃借する施設で、過去1年間における利用回数が原則として120回以上であるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、今後1年間に前項の利用回数を満たす見込みがあるものは、対象施設とする。
- 3 対象期間における対象施設の賃貸借契約期間（以下「契約期間」という。）が1年に満たない場合の前項の規定の適用については、「120回」とあるのは「120回を12で除して契約期間の月数（契約期間に1月に満たない端数がある場合は、当該端数を1月とした月数。以下同じ。）を乗じた回数」とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、地域会議室が設置されている小学校区域内の施設は対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象費用の2分の1以内とし、1年間で30万円を限度とする。

- 2 契約期間が1年に満たない場合の前項の規定の適用については、「30万円」とあるのは「30万円を12で除して契約期間の月数（契約期間に1月に満たない端数がある場合は、当該端数を1月とした月数。以下同じ。）を乗じた額」とする。

(申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする町内会等は、札幌市集会施設借上補助金交付申請書(様式1)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 賃貸借契約書の写し
 - (2) 集会施設利用計画書(様式2)
 - (3) 集会施設借上収支予算書(様式3)
 - (4) 町内会等の規約及び役員名簿
 - (5) 施設の借上げについて町内会等の承認を得ていることが証明できるもの
 - (6) 補助金の交付の対象となる事業の目的等に照らして補助金の交付を受けることが公益上不相当と認められる法令違反等がない旨の誓約書(様式4)
 - (7) その他市長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、賃貸借契約前に前項の申請をする場合においては、賃貸借契約書の写しに代えて賃貸借契約の内容が分かる書類の写しを添えて申請しなければならない。この場合において、賃貸借契約後は、速やかに賃貸借契約書の写しを市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定により町内会等から札幌市集会施設借上補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助金を交付するか否かを決定し、交付の決定をした場合は札幌市集会施設借上補助金交付決定通知書(様式5)により当該町内会等に通知するものとする。

- 2 市長は、町内会等から予算の範囲を超える補助金の申請があった場合は、申請を行う町内会等の利用内容及び次に掲げる優先順位により審査を行い、補助金を交付するか否かを決定し、札幌市集会施設借上補助金交付決定通知書により当該町内会等に通知するものとする。
- (1) 既に補助金の交付を受けている町内会等(第5条に定める利用回数又はその見込み(以下「利用回数等」という。))のないものを除く。)からの申請は、これを優先する。
 - (2) 前号の規定により優先される町内会等以外の町内会等の申請においては、申請の前年度までに施設を賃借している町内会等(利用回数等のないものを除く。)からの申請を優先する。
 - (3) 前2号の規定により優先される町内会等以外の町内会等の申請においては、町内会等が賃借する施設の半径500メートル以内に、有償、無償を問わず、集会施設として利用できる施設が存在しない町内会等からの申請を優先する。
- 3 市長は、札幌市集会施設借上補助金交付申請書を提出した自治組織等の代表者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない旨の決定をしなければならない。
- (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団
 - (2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - (3) 暴排条例第7条第1項に規定する暴力団員
 - (4) その他補助金の交付目的に照らして補助金の交付を受けることが不相当であると市長が認める者

(申請内容の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた町内会等(以下「交付決定町内会等」という。)

は、第7条の規定により申請した事項を変更するときは速やかに札幌市集会施設借上補助金変更届出書（様式6）により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定町内会等から札幌市集会施設借上補助金変更届出書の提出があったときは、必要に応じ補助金の額を変更し、又は補助の決定を取り消すことができる。

（立入調査等）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、対象施設における利用状況及び収支状況について交付決定町内会等から報告を求め、対象施設の立入調査等を行うことができる。

- 2 交付決定町内会等は、前項の規定により市長が報告を求めたとき又は立入調査等を行うときは、速やかに報告を行い、立入調査等に協力しなければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定町内会等は、対象期間終了後速やかに札幌市集会施設借上補助金実績報告書（様式7）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 賃借料の領収証の写しその他賃借料を支払ったことを証明できるもの
- (2) 集会施設利用実績書（様式8）
- (3) 集会施設借上収支決算書（様式9）
- (4) 町内会等の役員名簿
- (5) その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により交付決定町内会等から札幌市集会施設借上補助金実績報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の額を確定し、札幌市集会施設借上補助金確定通知書（様式10）により当該町内会等に通知するものとする。

- 2 市長は、集会施設利用実績書の内容が第5条に規定する利用回数を満たさなかった場合は、次に掲げる割合で補助金の限度額を減額するものとする。

- (1) 1年間の利用回数が60回以上120回未満の場合 5割
- (2) 1年間の利用回数が60回未満の場合 10割

- 3 契約期間が1年に満たない場合については、前項各号に規定する利用回数を12で除して契約期間の月数を乗じた利用回数を前項各号の利用回数に読み替えて同項の規定を適用する。

- 4 削除

（補助金の交付）

第13条 市長は、第8条第1項の規定により交付を決定した場合は、速やかに補助金を概算払により当該町内会等に交付する。

（補助金の精算）

第14条 前条の規定により概算払を受けた交付決定町内会等は、第12条の規定により補助金の額が確定したときは、速やかに札幌市集会施設借上補助金精算書（様式11）を市長に提出し、補助金の精算をしなければならない。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、交付決定町内会等が、札幌市補助金等交付規則（令和8年札幌市規則第24号）第17条の規定に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、第9条第2項又は前項の規定による取消しをした場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

3 交付決定町内会等が、前項の規定による補助金の返還の請求を受けた場合は、速やかに既に交付を受けた補助金を返還しなければならない。

（書類の提出）

第16条 この要綱により町内会等が書類を提出するときは、当該町内会等の所在地を管轄する区長に提出するものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、地域振興部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年10月3日から施行する。

2 この要綱の施行の際、既に集会施設として施設を賃借している町内会等に係る第4条の規定の適用については、同条中「属する月」とあるのは「属する年度」とする。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、既に集会施設として施設を賃借している町内会等に係る第4条の規定の適用については、同条中「属する月」とあるのは「属する年度」とする。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、既に集会施設として施設を賃借している町内会等に係る第4条の規定の適用については、同条中「属する月」とあるのは「属する年度」とする。

附 則

1 この要綱は、令和3年3月11日から施行する。

2 第12条第4項の規定については、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 第12条第4項の規定については、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。